

令和6年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和7年1月1日から令和7年3月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
健康づくり推進課	令和6年度 自治体情報システム標準化・共通化に係る業務	令和7年2月21日	NECネクスソリ ューシ ョンズ株式会社 関西支社	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	4,202,000	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和三年法律第四十号）に基づき、各地方自治体は令和7年度までに国が定めた標準準拠システムへの移行を目指しており、標準化に対応したシステムへ移行するためのデータ調査環境構築及びデータ要件調査	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	国が定める期限内にシステム提供の可否を確認するため市ウェブサイトで情報提供を依頼した結果、標準化対応可能との回答があったのは現行事業者のみであり、他事業者からは「対象業務システムの取り扱いがない」「人的リソース不足」との理由で提供できない旨の回答があったため、現行事業者以外での調達は見込めません。
健康づくり推進課	令和7年度富田林市立保健センター管理医師業務	令和7年3月26日	一般社団法人富田林医師会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,145,760	医療法第10条の規定による診療所（富田林市立保健センター）の管理医師業務（医療従事者などの監督、診療所の管理及び運営に必要な注意をおこなう。集団個別指導、医療事故の対応など）	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	当該業務は医師でなければ実施できず、地域において多数の医師が所属し、かつ当該業務を実施可能な団体は一般社団法人富田林医師会のみであることから、特命随意契約を希望するものです。
高齢介護課	令和7年度 富田林市配食サービス業務（単価契約）	令和7年3月31日	富田林市社会福祉協議会・若一給食サービス運営委員会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	28,792,000	在宅においてひとり暮らし等で食事作りが困難な高齢者に、栄養バランスのとれた昼食を届けることにより、健康の維持及び疾病の予防を図るとともに、配食時の安否確認を行うことで、安心して生活を行うことができるよう支援し、福祉の向上を図ることを目的とする。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本業務は、配食を通じた見守りによる安否確認や相談対応、並びに配食ボランティアの活用による社会貢献と生きがい活動の促進を目的としています。このことから、これらのノウハウを備えた団体を富田林市配食サービス事業運営要綱の第2条にて定めているため。
高齢介護課	令和7年度 富田林市緊急通報システム業務	令和7年3月28日	大阪ガスセキュリティサービス株式会社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	22,990,000	市内に在住しているおおむね65歳以上の在宅の高齢者に対し、緊急通報装置を設置し、緊急時に装置の緊急ボタン又は相談ボタンを操作することにより、委託業者に情報を送信し、必要な措置を講じる。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	現設置機器は大阪ガスセキュリティサービス所有であり、業者変更となると機器の全交換と設定変更が必要となり、利用者に混乱を招くおそれがあります。事業の性質上、安全確保の観点から現行機器の継続使用が不可欠であり、同社との特命随意契約を希望するものです。
高齢介護課	令和7年度富田林市緊急時ショートステイ事業業務	令和7年3月31日	社会福祉法人天寿会、医療法人春秋会、社会福祉法人成和会、一般財団法人富田林市福祉公社、社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会、社会福祉法人オレンジの会、社会福祉法人富美和会、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,387,000	事業受託施設に空きベッドを1床確保し、要綱に定める対象者が迅速にショートステイを利用できることにより、介護家族等の緊急時における介護負担の軽減と要介護者などが安心して在宅での生活を継続できるようにする。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業を実施可能な施設については介護保険法に定める特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設となっているため。
高齢介護課	令和7年度 富田林市生活支援コーディネーター設置業務	令和7年3月31日	特定非営利活動法人きんきうえぶ、社会福祉法人富田林市社会福祉協議会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,578,000	介護保険法第115条の4第2項第5号に規程する生活支援体制整備事業を実施するにあたり、地域での資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング等の業務を行う生活支援コーディネーターを配置する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本業務は、介護保険法に基づく事業（生活支援体制整備事業）として、多様な関係団体と連携し、日常生活上の支援体制の構築や「地域包括ケアシステム」の実現に向け、住民の意識醸成、人材の育成・組織化、課題解決力強化等の取組みを通じて、支え合いの体制・仕組みづくりの推進を目的とする。地域住民との協働・連携や住民主体の活動支援等様々な知識・経験が必要とするため。
高齢介護課	令和7年度富田林市在宅介護支援センター運営業務	令和7年3月31日	春秋会、柳生会、一会、富美和会、天寿会、博光福祉会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	10,080,000	介護保険の「包括的支援事業」を住民の利便性を考慮し、効果的・効率的に実施するため、地域包括支援センターの協力機関として富田林市地域包括支援センターと連携し、地域住民に対して、相談対応や訪問活動を行い、対象者ニーズへの対応や評価等の適切な支援を行う業務。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	富田林市在宅介護支援センター運営事業実施要綱第2条の規定により、市長が適切な事業運営が確保できると認めた団体であるため。
高齢介護課	令和7年度富田林市包括的支援事業業務（第2圏域）	令和7年3月31日	社会福祉法人富田林市社会福祉協議会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	35,000,000	地域包括支援センターが実施する介護保険法第115条の46第1項及び介護保険法施行規則第140条の64に規定される業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業の実施については、介護保険法の規定により富田林市地域包括支援センター運営協議会にて承認を得た上で、富田林市長への届け出を行った事業者とされているため。
高齢介護課	令和7年度富田林市包括的支援事業業務（第3圏域）	令和7年3月31日	一般財団法人富田林市福祉公社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	47,000,000	地域包括支援センターが実施する介護保険法第115条の46第1項及び介護保険法施行規則第140条の64に規定される業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業の実施については、介護保険法の規定により富田林市地域包括支援センター運営協議会にて承認を得た上で、富田林市長への届け出を行った事業者とされているため。
高齢介護課	令和7年度 富田林市立老人いこいの家管理運営業務	令和7年3月31日	市立金剛老人いこいの家運営委員会 他9者	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	5,805,600	老人福祉の増進を目的に設置されている市立老人いこいの家（市内10ヶ所）の管理運営に関する業務。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	市立老人いこいの家では、地域の老人クラブ等で管理運営委員会を設置し、地域の活動拠点として幅広く利用いただいています。施設の運営業務については、地域の実情に精通した地元の管理運営委員会に委託することが合理的であり、他の団体に委託することは困難であるため。
高齢介護課	令和7年度 富田林市在宅医療・介護連携推進事業業務	令和7年3月25日	一般社団法人富田林医師会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,600,000	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者など関係者の連携を推進する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	第8次大阪府医療計画では、在宅医療の体制構築にかかる取組について「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を中心として推進することになっており、本市では富田林医師会が担っています。介護保険法における在宅医療・介護連携推進事業については、地区医師会に一部事業の委託が可能となっており、在宅医療と介護の一体的な提供体制を推進できる団体であるため。
高齢介護課	令和7年度富田林市介護保険要介護認定調査業務	令和7年3月31日	大阪府済生会 他44者	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	14,031,000	介護保険要支援及び要介護認定の申請に対して、被保険者の心身の状態やその置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項の認定調査を実施する業務。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は高い専門性が求められることから、都道府県及び本市が実施する認定調査従事者研修を修了し、本市が適正な認定調査を実施すると認めた認定調査員の所属する事業者等に委託する必要があるため。

令和 6 年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
高齢介護課	介護保険システム 訪問調査モバイル保守業務	令和7年3月31日	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	673,200	本業務は、介護保険システムにおいて、訪問調査モバイル業務を委託することに伴い運用保守が必要なため、契約するものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
高齢介護課	令和7年度市立老人いこいの家通信カラオケ機器レンタル及び情報配信業務	令和7年3月12日	株式会社近畿第一興商	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,610,400	9ヶ所の市立老人いこいの家における通信カラオケ機器の設置と楽曲等の情報配信を行う。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	現在設置されている機器は株式会社近畿第一興商の所有のもので、委託業者の変更を行えば、全部の付け替え及び設定変更が必要となり、年間利用者延7,000名に混乱を招くことが想定されます。 本事業の性質上、機器の変更等による混乱を極力回避する必要があり、本業者と特命随意契約を希望するものです。
高齢介護課	令和7年度 富田林市訪問型サービスC業務	令和7年3月31日	特定非営利活動法人はみんぐ南河内	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	646,800	要支援者又は事業対象者に対して管理栄養士などの専門職を派遣し、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し社会参加を高めるために必要な相談・指導などを3ヶ月～最大6ヶ月を目途に短期集中的に実施する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	要支援認定者、事業対象者へ短期集中的にサービスを提供し生活機能の向上を図る為、栄養改善などの専門的なプログラムが必要であることから、公益社団法人大阪府栄養士会に専門職の推薦を依頼し、推薦された専門職が所属する団体であるため。
高齢介護課	令和7年度 訪問型サービスC業務	令和7年3月31日	富田林病院、リニエHeart、Hopemillion	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,304,000	要支援者または事業対象者に対して作業療法士や理学療法士などの専門職を派遣し、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し社会参加を高めるために必要な相談・指導などを3ヶ月～最大6ヶ月を目途に短期集中的に実施する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	要支援認定者、事業対象者へ短期集中的にサービスを提供し生活機能の向上を図るため、身体機能の改善などの専門的なプログラムが必要であることから、一般社団法人大阪府作業療法士会に専門職の推薦を依頼し、推薦された専門職が所属する事業者及び団体であるため。
高齢介護課	令和7年度介護保険システム稼働メンテナンス業務	令和7年3月25日	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	11,550,000	既存の「介護保険システム」の年間運用保守及び運用支援の業務を行うものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
高齢介護課	令和7年度 富田林市一般介護予防通所型介護予防事業	令和7年3月31日	一般財団法人富田林市福祉公社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	4,278,120	以下の通所型介護予防事業を実施する。 ・「若さ・健康・体力アップ教室」 介護予防の普及・啓発を目的に運動、栄養、口腔機能向上のプログラムを実施する。1クール5回または7回、年間5クール開催。 ・「膝腰痛改善教室」膝関節痛・腰痛の改善に向けての取り組み方法の普及・啓発を目的に医師講義、運動、栄養プログラムを実施する。1クール3回、年間3クール開催。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は、運動や栄養など専門性の高い介護予防プログラムを実施する事業であり、高齢者を対象とするため安全管理には特に注意を要する事業である。同事業者が経営するフィットネスセンターの運動指導者を中心に、他の専門職による質の高い専門的なプログラムを安全に実施でき、他の1教室を併せて年間11クールを市内2か所以上で開催できるのは、本市内に拠点と人材を持つ上記事業者のみであるため。
保険年金課	令和7年度富田林市国民健康保険保健事業システムソフトウェア保守業務	令和7年3月24日	アトラス情報サービス株式会社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	963,600	保健事業システムに関するソフトウェア保守	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
保険年金課	令和7年度後期高齢者医療保険料の決定にかかる通知書等印刷製本並びに封入封緘業務	令和7年3月27日	日本電子計算株式会社 大阪支店	令和7年4月1日 ～ 令和7年7月31日	1,343,320	後期高齢者医療保険料の決定にかかる通知書等（仮徴収額変更の決定にかかる通知書含む）の作成・製本・封入封緘	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	封入封緘業務及び1万枚以上の印刷処理については、同社と契約締結しており基幹システム再構築費用が含まれているが、1万枚未満の印刷や用紙作成は含まれていないため、別途入札に付すと、用紙設計や印刷テストを二度実施する必要があり、作業効率や費用の面で支障が生じます。よって、1万枚以上の帳票とともに、これら業務も一括して委託することで、作業工数、費用及び納期の削減が図れるため同社と特命随意契約を希望するものです。
保険年金課	令和7年度後期高齢者システム稼働メンテナンス業務	令和7年3月28日	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	7,986,000	MCWE L 後期高齢者医療システムの運用保守及び支援	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。